

# 第1問 答案用紙

## (企業法)

<b>問題 1</b>	<p>1. 本件譲渡は、子会社の株式の譲渡である。また、乙会社の株式の帳簿価額は甲会社の総資産額の5分の1を超える2分の1を占めており、甲会社はその全てを譲渡することで効力発生日に議決権の総数の過半数を有しなくなる。以上から、本件譲渡は、株主総会の特別決議が必要となる子会社株式の譲渡に該当する(467条1項2号の2, 309条2項11号)。</p> <p>2. ここで、Aは、他の株主に知らせることなく、本件譲渡を行っていることから、株主総会決議を経由せずに行われた子会社株式の譲渡の効力が問題となる。</p> <p>3. この点、467条1項2号の2に該当する子会社株式の譲渡は、株式会社及び株主にとっての重要事項として株主総会決議が要求されるものであるし、株式の取得者も当該譲渡について株主総会決議が必要であることを当然知るべきであるから、相手方の善意・悪意に関わらず無効であると解する。</p> <p>よって、本件譲渡の効力は、無効である。</p>
<b>問題 2</b>	<p>1. 甲会社の「株主」Bは、本件決議の日から「3か月以内」に本件決議の取消しを訴え(831条)をもって請求しているが、これが認められるためには、決議取消事由が必要となる。本件決議では、Cは本件準共有株式の議決権を行使しているが、本件準共有株式について権利行使者の指定及び通知(106条本文)がなされていない。しかし、準共有者B・C・D間で何ら合意をせずに、甲会社は本件準共有株式の議決権行使に同意(同条ただし書)している。ここで、権利行使者の指定及び通知を欠く共有株式について、共有者間での合意なしに会社が議決権行使を同意することは適法か否かが問題となる。</p> <p>2. 会社法106条ただし書は、「ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りではない。」と規定しているが、当該規定は、株式の共有者が、民法の規定に従って権利行使の方法を決定していることが前提であるため、その前提を欠く場合は、たとえ株式会社が同意をしたとしても、権利行使の方法が適法となるものではないと解する。</p> <p>また、共有株式の議決権行使は、特段の事情のない限り、株式の管理に関する行為として、民法の規定により、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられると解する。</p> <p>3. 本問において、Cは本件準共有株式の議決権行使について、他の準共有者間で何ら合意をしておらず、甲会社はそれに同意しているものの、Bは反対しており、各共有者の持分の価格の過半数による決定があったとはいえない。したがって、Cによる本件準共有株式の議決権行使は会社法106条に違反するため、本件決議の方法には法令違反(831条1項1号)があり、決議取消事由が認められる。また、準共有株式の議決権行使が認められないと、Bの解任議案は可決されず本件決議の結果に重大な影響を及ぼすため、裁量棄却(831条2項)の余地はない。</p> <p>よって、Bの請求は認められる。</p>

令和3年論文式企業法

# 第2問 答案用紙

## (企業法)

<b>問題 1</b>	<p>1. 経営判断原則とは、取締役が経営判断を行うに際し、①当時の状況に照らして、判断の前提となる事実認識の過程に不注意な点がなく、かつ、②当該事実認識に基づく意思決定の過程・内容において、著しく不合理な点がなければ、事後的な判断によって、取締役に善管注意義務（330条・民法644条）違反による任務懈怠（423条1項）を認定して、その責任を追及すべきではないとする考え方をいう。</p> <p>2. 本件で、戊会社は有価証券報告書の虚偽記載により金融商品取引法24条1項という具体的な法令に違反している（355条）。そして、金融商品取引法24条1項は会社を名宛人とする法令であるが、取締役に遵守すべき法令（355条）の範囲は、取締役を名宛人とする法令だけでなく、会社を名宛人とし、会社がその業務を行うに際して遵守すべき法令も含むと解する。</p> <p>3. では、具体的な法令違反行為がある場合に経営判断原則の適用があるのか。</p> <p>この点、取締役の職務執行に際して法令を遵守することは取締役の会社に対する職務上の義務となり、取締役がこれに違反するときは善管注意義務に反するかどうかを問うまでもなく任務懈怠責任が認められると解する。したがって、個別的法令違反行為が存する本件では善管注意義務に反するかどうかを検討するまでもなくAには任務懈怠が認められ、経営判断原則の適用もない。よって、Aの主張は認められない。</p>
<b>問題 2</b>	<p>1. Dは、本件訴えを適法に提起しているが（847条3項）、Dの請求が認められるためには、Aが戊会社に対して、423条1項の損害賠償責任を負う必要がある。同条項の責任を負うための要件は、①株式会社に損害が発生していること、②役員等に任務懈怠があること、③任務懈怠について故意または過失があること、④任務懈怠と損害との間に相当因果関係があることである。</p> <p>2. Aは取締役であり、金融商品取引法24条1項違反という法令違反による任務懈怠がある（②）。また、Aは虚偽の内容による本件報告書の作成を命じていることから、故意も認められる（③）。ここで、本件罰金は戊会社に科されたものであることから、会社が納付した罰金が損害に含まれるのかが問題となる。</p> <p>3. 損害の範囲には任務懈怠と相当因果関係がある限り、特段の限定はなく、会社が取締役の任務懈怠によって罰金の支払を余儀なくされた場合において、その罰金を損害から除く根拠はない。また、会社が自らの責任財産をもって罰金の支払をすることによって、会社に対して罰金を科す目的は達せられており、その後に任務懈怠をした取締役への損害賠償請求により、会社が支払った罰金相当額についての損害が実質的に填補されたとしても、それは会社法の規定に基づき取締役の損害賠償責任が認められた結果にすぎず、これをもって、会社が自己に科された罰金を取締役個人に転嫁したと評価されるべきものではない。よって、会社が納付した罰金は株式会社に生じた損害に含まれると解する。</p> <p>4. よって、Aの主張は認められず、戊会社には本件罰金相当額の損害が発生しており、Aの任務懈怠と戊会社の損害との間に相当因果関係が認められる（①④）。その結果、Aは戊会社に対して本件罰金相当額を賠償する責任を負うことから、Dの請求は認められる。</p>

令和3年論文式企業法